第 8 期 伊予市分別収集計画

伊予市産業建設部環境保全課

平成 28 年 6 月

伊予市分別収集計画

平成 28 年 6 月 29 日

1 計画策定の意義

経済の発展とともに充実した私たちのライフスタイルは、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられており、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、こうした社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。従来の廃棄物の適正処理中心の考え方から排出抑制、再使用、再資源化を中心とした考え方へ転換することが求められている今、社会を構成する主体である市民・事業者・行政が、それぞれの役割を認識し、実行してくことが重要である。

本市の一般廃棄物基本計画では、「ごみゼロへ、資源循環型の郷づくり」を目標に掲げ、廃棄物の排出抑制・ 再使用・再資源化という廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進、中間処理段階での減量・減容化 による最終処分場の延命化により、環境への負荷を抑制する体制を構築することとしている。

本市においては、平成17年4月の新市発足当初から8種の分別収集に取り組み、排出源となる市民及び事業者の意識を醸成するとともに、平成19年4月から布類を、平成20年4月からは、プラスチック製容器包装及び粗大ごみを加えて、現在、11種の区分へ拡大し、廃棄物の減量化施策に積極的に取り組んできた。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の四半分を占める容器包装廃棄物を分別収集するとともに、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進し、資源の有効利用と最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となり取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物のさらなる減量化・資源化を推進するとともに、廃棄物の減量によるご み処理施設の延命化や資源の有効利用による環境負荷の軽減を図り、循環型社会の形成が図られるものであ る。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
 - ① 排出源における減量化容器包装廃棄物の排出抑制の推進容器包装廃棄物の分別収集の推進
 - ② 排出後における減量化 容器包装廃棄物の再利用・再資源化の推進 容器包装廃棄物の適正処分の推進
- (2) すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減 市民・事業者・行政の役割分担に基づく容器包装廃棄物の減量化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成31年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、以下の品目を対象とする。

- ・ スチール製容器
- アルミ製容器
- ・ 無色のガラス製容器
- ・ 茶色のガラス製容器
- ・ その他のガラス製容器
- 飲料用紙製容器
- 段ボール
- ペットボトル(飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの)
- ・ プラスチック製容器包装

※その他の紙製容器包装については、新聞・雑誌等と混合収集しているため本計画の対象外とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	2, 014t	2, 000t	1, 985t	1, 971t	1, 957t

※行政が収集運搬又は市民が直接搬入する量に加え、自治会や市民団体等が行う集団回収による量を含む。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、 事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら推進する。

(1) 市民の役割

市民は、廃棄物を排出する原因者との認識を持って、行政が取り組む廃棄物の減量化へ向けた諸施策に協力し実践する。

○排出抑制

- ・ 分別収集への協力
- ・ 環境教室への参加
- ・ 廃棄物減量施策への協力

○再利用•再資源化

- ・ 廃品回収活動への協力
- ・ 再生資源を原材料とした製品の利用

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任において適正に処理し、生産・流通・販売の各過程で廃棄物の減量を推進する。

○排出抑制

- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 過剰包装の自粛
- ・ 廃棄物の分別徹底
- ・ 廃棄物減量施策への協力

○再利用•再資源化

- ・ 拠点回収の推進
- 再生資源を原材料とした製品の利用促進

(3)行政の役割

行政は、廃棄物の減量化・再資源化等を促進するため、行政・市民・事業者の責任と役割分担を明確にした うえで各種施策を講じる。

○排出抑制

- ・ 普及啓発活動の推進
- ・ 環境教室の開催、支援
- ・ 市民ニーズの把握と施策の展開

○再利用•再資源化

- ・ 資源ごみ回収活動団体の育成
- ・ 持ち去り行為の根絶
- リサイクルルートの開発、検討
- ・ 環境イベントの開催

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の未整備、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の 種類を次表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん類
主としてガラス製の容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙類(紙パック)
主として段ボール製の容器	紙類(段ボール)
主としてペットボトルであって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	平成29年度 平成304		80年度	平成31年度		平成32年度		平成33年度		
主としてスチール製の 容器	68 t		68 t 68 t		67 t		67 t			
主としてアルミ製の容器	39 t		39 t		38 t		38 t		38 t	
無色のガラス製容器	(合計) 88 t		(合計) 87 t		(合計) 87 t		(合計) 86 t		(合計) 85 t	
※ 色のガラハ教存储	(引渡量) 88t	(独自処量) —t	(引渡量) 87t	(独自処量) —t	(引渡量) 87t	(独自処量) 一t	(引渡量) 86t	(独自処量) 一t	(引渡量) 85t	(独自処量) —t
** / ↑ ↑ ↓ > ¬ #	(合	計) 121 t	(合	計) 120 t	(合	計) 120 t	(合	計) 119 t	(合	計) 118 t
茶色のガラス製容器	(引渡量) 121t	(独自処量) —t	(引渡量) 120t	(独自処量) —t	(引渡量) 120t	(独自処量) —t	(引渡量) 119t	(独自処量) —t	(引渡量) 118t	(独自処量) —t
7 a 11 a 187 a #ul-hnn	(合	計) 25 t								
その他のガラス製容器	(引渡量) 25t	(独自処量) —t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		1 t		1 t		1 t		1 t		1 t
主として段ポール製の 容器	98 t			98 t	97 t		96 t			96 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 91 t		(合計) 90 t		(合計) 90 t		(合計) 89 t		(合計) 88 t	
	(引渡量) 91t	(独自処量) —t	(引渡量) 90t	(独自処量) —t	(引渡量) 90t	(独自処量) —t	(引渡量) 89t	(独自処量) —t	(引渡量) 88t	(独自処量) —t
主としてプラスチック製 の容器包装であって上 記以外のもの	(合	計) 296 t	(合	計) 294 t	(合	計) 292 t	(合	計) 289t	(合	計) 287 t
	(引渡量) 296t	(独自処量) —t	(引渡量) 294t	(独自処量) —t	(引渡量) 292t	(独自処量) —t	(引渡量) 289t	(独自処量) —t	(引渡量) 287t	(独自処量) —t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条 第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直近年度の分別基準適合物等の収集実績とは、過去3年間の平均収集実績とした。また、人口変動率については、一般廃棄物処理基本計画を基に、次のとおりとした。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
37, 636人	37, 369人	37, 102人	36, 836人	36, 569人
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
▲ 0. 7%				

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。また、市の収集とは別に自治会や市民団体等による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器及び段ボールについては、引き続き団体での収集を実施することとする。

<各段階での実施主体>

	容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別等段階	
7)3	スチール製容器	かん類			
	アルミ製容器	// // / / / / / / / / / / / / / / / /			
	無色のガラス製容器		委 託 業 者 (定期収集)	委 託 業 者 (選別・圧縮・保管)	
びん	茶色のガラス製容器	びん類			
	その他のガラス製容器				
紙	飲料用紙製容器	紙類(紙パック)			
袱	段ボール	紙類(段ボール)			
ペットボトル		ペットボトル			
プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、かん類、びん類、紙類、ペットボトル、プラスチック製容器包装については、委託業者により選別・圧縮・保管を行っていくが、今後はリサイクルセンター等の施設整備を検討する必要がある。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1)自治会や市民団体等による集団回収を促進するため奨励金の交付を行うとともに、未実施地区に対して資源ごみ回収活動奨励事業の啓発及び支援を行う。
- (2) 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めるため、市民や事業者の意見を取り入れ、効果が見込めるものは積極的に施策に反映させる。
- (3)本計画の記載事項の実績を確認し、3年後の計画策定時には事後評価を行い、それを基に計画を策定する。